

解除条件付一般競争入札を行うため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 1 日

八王子市長 初 宿 和 夫

1	案件種別	工事	
2	入札方法	価格競争	
3	業種	道路舗装工事	
4	契約番号	2026003772	
5	件名	市道川口 50 号線外 1 路線道路舗装工事	
6	場所	八王子市檜原町 1102 番地先	
7	履行期間	契約締結日の翌日から 令和 9 年(2027 年)1 月 20 日 まで	
		年末年始 6 日間(12/29～1/3)を除く。	
8	予定価格	9, 928, 600 円	(消費税及び地方消費税を 含む 。)
		9, 026, 000 円	(消費税及び地方消費税を 除く 。)※入札は税抜で行うこと。
9	概要	本工事は、既設舗装が老朽化し、騒音・振動が発生している路面の舗装打換工事を行うものである。 工事延長 川口 50 号線L=147.4m 川口 51 号線L=63.0m 施工幅員 W=3.1～5.1m 車道舗装工 厚 5cm A=760 m ² (川口 50 号線A=460 m ² 川口 51 号線A=300 m ²)	
10	週休 2 日制工事	本案件は、「週休 2 日制確保工事」である。現場閉所の 4 週 8 休として経費を補正しているため、現場閉所の実施結果に応じ、設計変更を行う。 『八王子市「週休 2 日制確保工事」実施要領(土木工事編)』に基づき実施するため、詳細については八王子市ホームページを確認すること。 トップ > 事業者の方へ > 入札・契約 > 要綱・要領・基準等 > 週休 2 日制確保工事実施要領等	

11	入札参加資格	(1)申請業種 道路舗装工事 に登録があること。
		(2)営業所の登録状況 以下のいずれかを満たすこと。 ア 八王子市内に本店を有すること。 イ 八王子市内に支店、営業所等を有する準市内業者の認定基準を満たしていること。
		(3)経営事項審査の結果による総合評点等 ア 八王子市内に本店を有する場合 総合評点 690 点未満であること。 イ 八王子市内に支店、営業所等を有する準市内業者の認定基準を満たしている場合 以下のいずれかを満たすこと。 (ア)総合評点 560 点以上 690 点未満 (イ)総合評点 560 点未満で、令和 7 年(2025 年)9 月 1 日から令和 8 年(2026 年)8 月 31 日までの間に、八王子市発注の土木工事において、優良工事施工者顕彰を受賞 (ウ)総合評点 560 点未満で、令和 7 年(2025 年)9 月 1 日から令和 8 年(2026 年)8 月 31 日までの間に、八王子市発注の難工事指定を受けた土木工事において 75 点以上の工事成績評定点を取得(基準日は工事成績評定の通知日とする。)
		※総合評点とは、 <u>公告日現在で有効な共同運営登録</u> の際に使用した「経営規模等評価結果通知書・総合評価評定値通知書」の総合評定値(P)の「土木一式」「舗装」のうち最高値をいう。 ※土木工事とは、道路舗装工事、橋りょう工事、河川工事、水道施設工事、下水道施設工事及び一般土木工事をいう。以下同様とする。
		(4)配置予定技術者(ほ装工事業) ア 開札日の時点で継続して3か月以上、直接雇用関係にある者を配置できること。 イ 技術者の配置にあたり建設業法第26条第3項第1号、第26条第3項第2号又は建設業法第26条の5を適用する場合、公告共通事項1.(6)、(7)の条件を満たすこと。 ウ 建設業法第26条第3項第2号(専任特例2号)を適用する場合、監理技術者補佐は開札日の時点で継続して3か月以上、直接雇用関係にある者を配置できること。 ※配置予定技術者の配置区分(専任又は兼任による配置要件)は公告共通事項を確認すること。
		(5)手持工事件数 特段の要件は設けない。 ※八王子市発注の土木工事において 70 点未満の工事成績評定を取得した場合、当該成績評定の通知日から半年間、一般競争入札及び指名競争入札の手持工事件数を、それぞれ1件に制限する。 ただし、成績評定の通知日から3か月経過以降にしゅん工した工事において75点以上の工事成績評定を取得した場合は、その時点で手持工事件数の制限を解除する。

12	入札手続	(1)入札参加資格確認申請書の送信期限 令和8年(2026年)9月9日 正午まで ※書類の添付は不要です。
		(2)入札参加資格確認申請書受理書の発行 令和8年(2026年)9月9日 まで
		(3)入札参加資格確認結果通知書の発行 令和8年(2026年)9月10日 まで
		※電子入札サービスのシステムを使用していることから、ここで一般競争入札参加資格確認結果通知書を発行するが、資格確認の書類審査は事後審査となるため、正式な入札参加資格の確認は落札予定者となってからとする。
		(4)設計図書等の貸与(ダウンロード)について 令和8年(2026年)9月10日(一般競争入札参加資格確認結果通知書受領後)から 令和8年(2026年)9月28日 午後4時まで(入札書の送信後は不可)
		※設計図書等の電子データは、取扱いに注意するとともに、入札後速やかに消去すること。 ※設計図書等は必ず受領し入札すること。設計図書等を受領しなかった者の入札書は無効とする。
13	入札方法等	(5)質疑応答 質問期限 令和8年(2026年)9月15日 午後3時まで 回答期限 令和8年(2026年)9月17日 午後5時まで
		※質疑応答は電子入札サービスで行う。
		(1)入札方法 電子入札サービスによる。
		(2)入札書の送信期限 送信期限 令和8年(2026年)9月28日 午後4時 まで
14	日程	<注意事項> ・入札書の送信は一度限りとなるので、注意すること。 ・入札書の送信時には、内訳書登録画面に内訳金額を入力すること。
		(3)開札の日時、場所及び立会人 日 時 令和8年(2026年)9月29日 午前9時40分 からを予定 場 所 電子入札サービス 立会人 開札は、当該入札事務に関係のない職員の立会いを要しない。
		次の日程を予定として落札者を決定する。
14	日程	(1)落札予定者決定日 令和8年(2026年)9月29日
		(2)落札者決定日 令和8年(2026年)10月5日
		(3)契約締結日 令和8年(2026年)10月9日

15	電子契約に関する事項	本案件は、電子契約を利用することができる。 電子契約を希望する場合は、<u>設計図書等と併せて送付する「電子契約利用申出書※」</u>に必要事項を記入のうえ、八王子市契約課まで提出すること。 (1)提出期限 落札者決定日 まで (2)提出方法 電子メール (送信先メールアドレス:keiyakuka@city.hachioji.tokyo.jp) ※電子契約利用申出書は、八王子市ホームページからもダウンロード可能です。 <u>トップ > 市政情報 > 市の政策・計画とまちづくり > 入札・契約 > 様式集 > 電子契約利用申出書</u> 【電子契約を利用する場合の注意事項】 ・紙による契約書を希望する場合は、提出不要とする。 ・契約締結日までに、電子契約による契約手続が完了しないことが見込まれる場合は、紙の契約書による契約手続に変更する。 ※電子契約手続の詳細については、八王子市ホームページを参照のこと。
16	工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知	本案件の落札者は、工期等に影響を及ぼす事象※が発生するおそれがあると認めるときは、落札者決定日から契約締結日までの間に「工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知書」を契約課まで提出すること。 ※建設業法施行規則第 13 条の 14 第2項で定める、天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができない以下の事象 ・主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰 例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰 ・特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰 例) ●●地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足
17	その他事項	本公告に定めのない事項については、八王子市解除条件付一般競争入札実施要綱及び八王子市電子入札実施要領による。
18	本公告の問い合わせ先	八王子市総務部契約課 八王子市元本郷町三丁目24番1号 電 話 042-620-7215 F A X 042-626-4133
19	電子調達サービスの操作手順やパソコンに関すること	e-tokyoコールセンター (受付時間: 祝日を除く月曜日～金曜日 8:30～17:15) 電 話 0570-05-1090 F A X 03-5319-2814 東京電子自治体共同運営サービスのホームページ(https://www.e-tokyo.lg.jp/)

解除条件付一般競争入札公告共通事項(工事)

1. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加資格確認申請書送信時までに、次に掲げる事項のすべてに該当する者が、入札に参加することができる。

ただし、(6)～(7)については、契約締結予定日までに満たしていれば可とする。

なお、入札参加資格確認申請書の送信後に、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの登録事項(商号又は名称、登記上の本店所在地、代表者等)に変更が生じた場合は、本公告の問い合わせ先(八王子市総務部契約課)まで連絡すること。

共通資格要件事項

(1) 公告日現在で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる八王子市における建設工事等競争入札参加有資格者であること。

なお、商号又は名称、登記上の本店所在地、代表者等(以下「登録事項等」という。)に変更が生じ、電子調達サービスにおける変更手続が完了していない場合は、本公告の問い合わせ先(八王子市総務部契約課)まで連絡すること。

(2) 電子入札サービス(電子調達サービス内)を利用するために有効な電子証明書を取得していること。

なお、登録事項等に変更が生じ、電子証明書の変更手続が完了していない場合は本公告の問い合わせ先(八王子市総務部契約課)まで連絡すること。

(3) 八王子市の指名停止期間中又は八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置期間中でないこと。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号のいずれにも該当していないこと。

ア. 電子交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該工事の開札日前6か月以内に自らの手形若しくは小切手が不渡りとなった者

イ. 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画案認可決定がされた後、本市の入札参加資格の再審査を受けていないもの

ウ. 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画案認可決定がされた後、本市の入札参加資格の再審査を受けていないもの

(5) 本工事に係る業種において建設業の許可を受けていること。また、5,000万円(建築工事業の許可を受けた者は8,000万円)以上の下請契約を締結して施工しようとする者は、建設業の許可区分が特定建設業であること、及び監理技術者を配置すること。

(6) 技術者を他の工事と兼任して配置しようとする場合は、次の条件を全て満たすこと。なお、配置する期間は契約工期を基本とする。

ただし、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の技術者がこれらの製作を一括して管理することができるものとする。この際、工場の所在地及び一括管理できる件数には制限を設けない。現場代理人の兼務についても同様の取扱いとする。

ア. 技術者が兼任する工事件数が、本案件を含め2件以下であること。

イ. 兼任する工事のうち、請負金額が4,500万円以上(建築一式工事については9,000万円以上)の案件を含む場合(※専任配置が原則)は、次の条件のうち、いずれかを満たすこと。

(ア) 請負金額が4,500万円以上(建築一式工事については9,000万円以上)の案件について、特記仕様書等に専任を求めない期間が示されており、その当該期間中である場合

(イ) 建設業法第26条第3項第2号を適用し監理技術者を兼任で配置する場合。(以下「専任特例2号」という。)次の条件を全て満たすこと。

a 配置されている工事施工場所(現場)が、八王子市内又は施工場所から直線距離で10km以内にある他の市町村であること。

b 各現場に、監理技術者補佐を専任で配置すること。

(ウ) 建設業法第26条第3項第1号を適用する場合(技術者を兼任で配置する場合。以下「専任特例1号」という。)次の条件を全て満たすこと。

a 請負金額が1億円未満(建築工事は2億円未満)であること。

b 工事現場間の距離が1日で巡回可能かつ移動時間が片道概ね2時間以内であること。

c 各工事の下請次数が3次までであること。

d 技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者(連絡員)を各工事現場に配置すること。

(連絡員は、一般土木又は建築工事の場合、当該建設工事に関する実務経験を1年以上有すること。)

e 技術者が工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置

f 技術者が工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器(カメラ等)の設置

g 人員の配置を示す計画書の作成、各現場への据置及び保存

ウ. 兼任しようとする工事の施工場所(現場)が、いずれも八王子市内であること。(専任特例1号又は専任特例2号を適用し兼任する場合を除く。)

(7) 技術者を営業所技術者と兼務して配置しようとする場合は、次の条件を全て満たすこと。

ア. 既に他の工事の技術者として配置されていないこと。

イ. 営業所技術者が従事する営業所において契約締結された工事であること。

ウ. 請負金額が4,500万円以上(建築一式工事については9,000万円以上)となった場合(※専任配置が原則)、次の条件を全て満たすこと。

(ア) 請負金額が1億円未満(建築工事は2億円未満)であること。

(イ) 営業所技術者が従事する営業所から工事現場までの距離が1日で巡回可能かつ移動時間が片道概ね2時間以内であること。

(ウ) 工事の下請次数が3次までであること。

(エ) 営業所技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者(連絡員)を工事現場に配置すること。

(連絡員は、一般土木又は建築工事の場合、当該建設工事に関する実務経験を1年以上有すること。)

(オ) 営業所技術者が工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置

(カ) 営業所技術者が工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器(カメラ等)の設置

(キ) 人員の配置を示す計画書の作成、各現場への据置及び保存

(8) 経営事項審査の有効期限が切れていないこと。

(9) 同一の入札には、特定建設工事共同企業体の構成員である場合を含め、重複して参加していないこと。

(10) 「関係する会社」間での特定建設工事共同企業体結成及び同一案件への入札参加はできない。

※「関係する会社」については、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格申請の手引きを参照してください。

(「その他情報の登録」に「関係会社」に関する説明があります。)

(11) 郵送済みの工事成績評定点が70点未満で、八王子市から改善計画書の提出を求められたにもかかわらず当該計画書の提出がない者は、入札に参加することができない。

(12) 同一年度内に工事成績評定点が2回以上又は直近で2回連続して70点未満であった者は、取得した翌年度の5月から7月の間に公告した案件は、入札に参加することができない。

2. 総合評価方式に関する事項

(1) 落札予定者の決定方法

ア. 入札者は、「価格」及び「施工計画」(施工能力評価型のみ)、「企業の技術力」、「配置予定技術者の技術力」、「地域精通度・地域貢献度」をもって入札に参加するものとし、有効な入札をした者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内(予定価格と失格基準価格の範囲内をいう。)で、次の算式により算出した評価値の最も高いものを落札予定者とする。

ただし、入札価格が調査基準価格未満の場合は、低入札価格調査の調査対象者(以下「調査対象者」という。)となり、調査終了後、失格とならない場合に落札予定者となる。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

イ. 技術評価点の配点は、次のとおりとする。

(ア) 施工能力評価型

技術評価点 39～57点(素点計上方式)

(イ) 工事成績評価型

技術評価点 37点(素点計上方式)

(ウ) 工事实績評価型

技術評価点 23.5点(素点計上方式)

ウ. 価格評価点は、次の算式により算出する。(小数点以下第4位四捨五入)

(ア) 施工能力評価型

・入札価格が調査基準価格以上の場合

$$39 \times \left(\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{調査基準価格}} \right)$$

- ・入札価格が調査基準価格未満の場合

$$39 \times \left(\frac{\text{入札価格} - \text{失格基準価格}}{\text{調査基準価格} - \text{失格基準価格}} \right)$$

(イ) 工事成績評価型

- ・入札価格が調査基準価格以上の場合

$$37 \times \left(\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{調査基準価格}} \right)$$

- ・入札価格が調査基準価格未満の場合

$$37 \times \left(\frac{\text{入札価格} - \text{失格基準価格}}{\text{調査基準価格} - \text{失格基準価格}} \right)$$

(ウ) 工事実績評価型

- ・入札価格が調査基準価格以上の場合

$$23.5 \times \left(\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{調査基準価格}} \right)$$

- ・入札価格が調査基準価格未満の場合

$$23.5 \times \left(\frac{\text{入札価格} - \text{失格基準価格}}{\text{調査基準価格} - \text{失格基準価格}} \right)$$

エ. 技術評価点は、次の評価項目について評価を行う。

- ① 施工計画(施工能力評価型のみ)
- ② 企業の技術力
- ③ 配置予定技術者の技術力
- ④ 地域精通度・地域貢献度

オ. 技術評価点の評価項目、評価基準等の詳細は、入札説明書による。

(2) 施工計画等については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は工事成績評定を減ずることとし、施工計画は3点、施工計画以外は2点を減ずる。

なお、実施状況の程度によっては、指名停止等の措置も追加できるものとする。

(3) 配置予定技術者の変更

技術評価点申告書に記載した配置予定技術者と同等以上の成績を有する者を落札決定前に配置できる場合を除き、変更することはできない。

なお、変更する場合においても、当初の配置予定技術者の点数で評価する。(変更回数は1回に限る。)

(4) 特定建設工事共同企業体の評価対象

特定建設工事共同企業体として入札に参加する場合には、特定建設工事共同企業体の第1グループを評価対象とする。

(5) 落札予定者又は調査対象者の決定

原則として、開札日を含め7日以内(閉庁日を除く。施工能力評価型は14日以内)に落札予定者又は調査対象者を決定する。

ただし、低入札価格調査を行う場合、調査終了後に落札予定者を決定する。

(6) 総合評価方式を適用する案件については、本公告及び入札説明書に記載があるもののほか、「八王子市における総合評価方式の適用ガイドライン(工事契約)」による。

3. 入札方法等

(1) 同価(価格競争)及び同評価値(総合評価方式)の場合の措置

落札予定者又は調査対象者となるべき入札者が2人以上あるときは、電子入札サービスのシステムによるくじで落札予定者又は調査対象者を決定する。

(2) 入札金額の入力

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端

数があるときは、その端数金額を切捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税相当額を加算しない金額)を入力し送信すること。

ただし、入札を辞退する場合は、辞退理由を入力し送信すること。入札後の辞退は認めない。

なお、辞退理由は公表する場合がある。

(3) 入札執行の回数

入札執行回数は1回とする。

(4) 入札者が1人であった場合の措置

入札者が1人であった場合は、入札を中止することがある。

4. 入札保証金に関する事項

免除する。

5. 落札者の決定

落札予定者は、入札参加資格要件を満たしていることが確認でき、さらに「八王子市公正入札調査委員会」が適正な入札と判断した時点で、落札者となる。

落札者には「落札決定通知書」を発行するため、落札者は通知を受けたら速やかに総務部契約課で契約書又は仮契約書を受領すること(電子契約により締結する場合を除く。)

6. 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格の確認手続

落札予定者の決定後、落札者を決定するために入札参加資格の確認を行うので、入札執行者から指示をされた落札予定者は、本公告で指示する書類を提出しなければならない。落札予定者が入札参加資格要件を満たしていない場合は、入札時に遡及して入札書を無効とし、次順位者を落札予定者として、必要な書類の提出を求める。入札参加資格の確認は落札者が確定するまで行う。

なお、入札参加資格確認の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の入札参加資格確認は行わない。

(2) 入札参加資格確認書類の提出について

落札予定者は、入札執行者から書類の提出を求められた日を含め2日以内(閉庁日を除く。)に指示された確認書類を総務部契約課に提出しなくてはならない。ただし、入札執行者が特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。

なお、提出された書類の返却は行わない。

(3) 入札参加資格確認申請に要する書類

ア. 単体企業

(ア) 解除条件付一般競争入札参加資格確認申請書

※技術者は、資格者証等の写し及び社員である旨を証するものの写しを添付すること。

※総合評価方式の場合、入札書の送信時に添付した技術評価点申告書に記載の技術者と同一人とする。

(イ) 営業所技術者が確認できる書類(専任技術者証明書、専任技術者一覧等)の写し

(複数の営業所を設置する者で、かつ営業所技術者を配置する場合)

(ウ) 適正取引等法令遵守に関する誓約書

(エ) その他指示された書類

イ. 特定建設工事共同企業体(混合入札に特定建設工事共同企業体として入札参加した場合)

(ア) 解除条件付一般競争入札参加資格確認申請書(JV用)

※技術者は、資格者証等の写し及び社員である旨を証するものの写しを添付すること。

※第1グループの技術者については、入札書の送信時に添付した技術評価点申告書に記載の技術者と同一人とする。

(イ) 営業所技術者が確認できる書類(専任技術者証明書、専任技術者一覧等)の写し(構成員全員)

(複数の営業所を設置する者で、かつ営業所技術者を配置する場合)

(ウ) 適正取引等法令遵守に関する誓約書

(エ) その他指示された書類

(4) 入札参加資格の確認期限

落札予定者が確認書類を提出後、原則として提出日を含めて5日以内(閉庁日を除く。)に入札参加資格の確認を行い、落札者を決定する。確認結果は落札者のみに電話連絡するとともに、電子入札サービスから自動送信されるメールにより落札者となった旨を通知する。ただし、入札参加資格の確認に疑義が生じた場合や、「八王子市公正入札調査委員会」の審議検討を行う必要が生じた場合等は、この限りでない。

なお、落札者は必ず総務部契約課において契約内容を確認の上、契約手続を行うこと。

また、落札者が決定した際は、すみやかに東京電子自治体共同運営電子調達サービスに落札者名、落札金額等を公表する。

(5) 入札参加資格を有しないとされた者に対する理由の説明

落札予定者が入札参加資格を有しないとされた場合は、その旨を書面で通知するものとする。

また、通知を受けた日を含め3日以内(閉庁日を除く。)に総務部契約課にその書面を持参し、その理由について説明を求めることができる。回答は説明を求められた日を含め、3日以内(閉庁日を除く。)に書面で行うこととする。

(6) 落札予定者の取消

落札予定者が期限内に入札参加資格確認のための書類を提出しない場合、入札執行者の指示に応じない場合又は自らの入札参加資格を証することができなかった場合は、落札予定者の権利は取り消され、当該入札書は無効とする。

7. 入札の無効・失格等

(1) 解除条件による入札の無効(落札予定者の取消)

「八王子市公正入札調査委員会」が不適正な入札であると判断した場合には、落札予定者の権利は解除され、当該入札は無効とする。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書を送信した時点で、解除条件に同意したものとみなす。

(2) 八王子市契約事務規則(昭和39年八王子市規則第9号。以下「規則」という。)第21条各号及び八王子市電子入札実施要領第6条各号に該当するもののほか、次の入札書は無効とする。

ア. 特定建設工事共同企業体として入札参加した場合、指定された期日までに「建設工事共同請負入札参加資格審査申請書」「特定建設工事共同企業体協定書(甲)」「委任状」を提出しなかった者の入札書

イ. 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者の入札書

ウ. 本公告の指示に応じない落札予定者の入札書

エ. 「八王子市公正入札調査委員会」が不適正な入札であると判断した入札において提出された入札書

オ. 期限内に入札参加資格確認のための書類を提出しない落札予定者の入札書

カ. 入札参加資格要件を満たしていない者の入札書

キ. 入札参加資格確認申請書送信後から契約締結までに、八王子市から指名停止又は八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けた者の入札書

ク. 入札参加資格確認申請書送信後から契約締結までに、電子調達サービスによる八王子市における建設工事等競争入札参加資格を失効した者の入札書

ケ. 複数の案件に入札参加した場合に2件以上の落札予定者となり、開札順の2件目以降に技術者を配置できない者の当該入札書

コ. 設計図書等を受領せずに入札した者の入札書

サ. 総合評価方式の案件で、技術評価点申告書の添付が無い者の入札書

シ. 総合評価方式の案件で、技術評価点申告書に配置予定技術者及び入札参加資格要件として求められている施工実績の記載が無い者の入札書

ス. 総合評価方式の案件で、同一の配置予定技術者をもって入札参加した場合に、開札順が後の2件目以降の入札書。ただし、以下に該当する場合は、開札順が後の3件目以降の入札書は無効とする。

(ア) 同一の配置予定技術者で入札参加した案件の各請負金額が4,500万円未満(建築一式工事については9,000万円未満)であり、技術者の専任を要しない場合

(イ) 専任特例1号又は専任特例2号により技術者を配置しようとする工事

セ. 総合評価方式の案件で、入札説明書において無効と規定されたものに該当する者の入札書

ソ. 簡易な施工計画が「不適切である」と審査(評価)された者の入札書

(3) 八王子市低入札価格調査実施要綱第5条及び第7条第4項に該当する場合並びに、八王子市低入札価格調査審査委員会が不適当と判断した入札は失格とする。

8. 入札の中止等

入札参加者が談合又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札（開札）の執行を延期又は取りやめることがある。

9. 入札に関する注意事項

- (1) 落札予定者、調査対象者及び辞退者を除く入札参加業者の中から入札執行者が抽出して指名した者に、開札後に積算内訳書総括書とは別に積算内訳書を提出させることができる。落札予定者が積算内訳書を提出しなかった場合は、落札予定者の入札書を無効とすることができる。

また、抽出して指名した者が提出しなかった場合には、誠意ある対応がなされないということで、別途対応する。

- (2) 入札書の送信後はいかなる理由をもってしても異議を申立てることができない。

10. 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付又は規則第 50 条に規定する担保を必要とする。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は免除する。

- (1) 規則第 49 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する保険契約又は保証契約を締結していること。
 (2) 契約金額が 1,000 万円未満の場合であり、規則第 49 条第 2 項第 3 号に規定する官公庁実績を有すること。

11. 契約書の作成及び契約の確定

当該工事の契約は、八王子市及び落札者の両者が、契約書若しくは仮契約書に記名・押印したとき、又は契約内容を記録した電磁的記録に電子署名したときに確定する。

12. 支払条件

前払金は、契約金額の40%を超えない額を支払う。

中間前払金は、契約金額の20%を超えない額を支払う。

部分払を行う場合は、特記仕様書による。

13. 配置技術者の変更

- (1) 配置技術者は、変更することはできない。ただし、配置技術者の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合は、書面等により合意した場合に限り、配置技術者を変更することができる。この場合、当初の配置技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

なお、1. (6)に基づき、本案件の配置技術者を、本案件における専任での配置を求めない期間に、他の公共工事と兼任させている場合、当該工事の工期延長等は、受注者の責によらない場合を除き、配置技術者の変更事由には該当しないので注意すること。工事途中で配置技術者を変更した場合は、本市の総合評価方式(工事成績評価型・工事实績評価型・施工能力評価型)において、配置予定技術者の工事成績又は施工経験の評価対象とはならないので注意すること。

- (2) 技術者を専任で配置する工事において、工事途中で専任特例1号又は専任特例2号を適用し、他の工事現場を兼任することは技術者の変更には該当しない。専任特例1号又は専任特例2号を適用し工事現場を兼任していた技術者が専任の技術者になることも同様とする。

- (3) 総合評価方式において、現場代理人について評価する評価項目がある場合、現場代理人の取り扱いを、上記(1)の配置技術者と同様とする。

- (4) 総合評価方式において、配置予定技術者又は現場代理人について評価する評価項目がある場合、技術評価点申告書に記載した者を配置しなければならない。ただし、2. (3)に該当する場合又は配置予定技術者又は現場代理人の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合は、この限りでない。

14. 中間技術検査

(1) 次に該当する工事において、中間技術検査(以下「検査」という。)を行う。

ア. 総合評価方式により入札を行った工事及び総合評価方式による入札が中止又は不調になり、入札方式を変更した工事のうち、予定価格が1億円を超える工事(入札時に本市顕彰の実績の評価点を得て落札した場合を除く。)

イ. 八王子市低入札価格調査実施要綱第10条に該当する工事

ウ. 難工事指定した工事

エ. 過去2か年度内における直近の工事成績評定の総評定点が70点未満の者が落札した工事

オ. 契約課長、工事担当課長及び品質管理担当課長が特に必要と認めた工事

(2) 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事にあつては対象から除くことができる。

ア. 単純な工事(維持、機器等の交換、区画線等の工事など)

イ. 工場製作期間が長く、現場での施工期間が短い(1か月未満)工事

ウ. 災害等により緊急かつ迅速な対応が不可欠である工事

エ. 品質管理担当課長が認める工事

(3) 検査は、八王子市中間技術検査実施要領により行う。

15. 中間品質確認

(1) 次に該当する工事において、中間品質確認を行う。

ア. 過去2か年度内における直近の工事成績評定の総評定点が70点以上74点未満の者が落札した工事

イ. 契約課長、工事担当課長及び品質管理担当課長が必要と認めた工事

(2) 中間品質確認は、八王子市中間品質確認実施基準により行う。

16. その他

(1) 現場説明会は、実施しない。

(2) 入札参加者は、「八王子市工事請負等競争入札参加者心得(電子入札用)」(以下に掲載)を熟読すること。

八王子市ホームページ

トップ > 市政情報 > 市の政策・計画とまちづくり > 入札・契約 > 要綱・要領・基準等 > 入札関係要綱・要領・基準等

(<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/011/007/p007419.html>)

(3) 落札者の決定後、当該工事の契約締結までの間において、当該落札者が入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は虚偽の事実が判明した場合には、当該契約を締結しないことがある。

(4) 入札参加資格確認書類等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(5) 契約書は所定の工事請負契約書を使用し、その契約条項を次のとおり閲覧に供する。

ア. 八王子市元本郷町三丁目24番1号 八王子市役所本庁舎8階 総務部契約課

公告日から質問締切日までの午前9時から午後5時までの間閲覧に供する。(閉庁日を除く。)

イ. 八王子市ホームページ

トップ > 市政情報 > 市の政策・計画とまちづくり > 入札・契約 > 様式集

(<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/001/006/p032952.html>)

※「イ」に掲載のない場合は、「ア」のみとする。

(6) 入札の結果については、東京電子自治体共同運営電子調達サービスに掲載する。